

○内閣府告示第三十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「一〇十六 略」

十七 基礎分 次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数	割合
〔略〕	〔略〕

十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数	割合
十一年未満	六%
十一年以上	七%

十九 〔略〕

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算Ⅰ 当該施設等における職員の平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

〔二十二〇二十四 略〕

二十四の二 講師配置加算 当該施設等において、その利用定員（

改正前

(定義)

第一条 〔同上〕

「一〇十六 同上」

十七 基礎分 次の表の上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
〔同上〕	〔同上〕

十八 賃金改善要件分 当該施設等において賃金改善の実施計画の策定等を行った場合に、上欄に掲げる当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、基礎分に加算されるものとして下欄に掲げる割合をいう。

当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数	割合
十一年未満	五%
十一年以上	六%

十九 〔同上〕

二十 加算率 当該施設等における職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一 処遇改善等加算Ⅰ 当該施設等における職員の平均勤続年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

〔二十二〇二十四 同上〕

〔号を加える。〕

法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が三十五人以下又は百二十一人以上の場合であつて、講師を配置する場合に加算されるものをいう。

〔二十五〇五十一 略〕

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均経験年数が十五年以上である場合に加算されるものをいう。

〔五十二〇六十五 略〕

(月の途中における入退所に関する公定価格)

第十三条 子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由(子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第三号に規定する事由を除く。)のあつた支給認定子どもに係る支給認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十(法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。))については、二十五)で除して得た数を乗じて得た額とする。

附 則

(保育所の基礎分に係る経過措置)

第二条 保育所の処遇改善等加算に係る基礎分については、第一条第十七号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年度の職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十	当該年度の職員一人当	割 合
--------------	------------	-----

〔二十五〇五十一 同上〕

五十一の二 チーム保育推進加算 当該施設等において、年齢別配置基準等を超えて保育士を配置し、チーム保育に係る体制の整備を図るとともに、職員一人当たりの平均勤続年数が十五年以上である場合に加算されるものをいう。

〔五十二〇六十五 同上〕

(月の途中における入退所に関する公定価格)

第十三条 子ども・子育て支援法施行令第二十四条第二項に規定する事由のあつた支給認定子どもに係る支給認定保護者についての公定価格は、第二条から前条までの規定による額に、当該月における利用日数を二十(法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。))については、二十五)で除して得た数を乗じて得た額とする。

附 則

(保育所の基礎分に係る経過措置)

第二条 保育所の処遇改善等加算に係る基礎分については、第一条第十七号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十	当該年度の職員一人当	割 合
--------------	------------	-----

六年度の職員一人当たりの平均経過年数	たりの平均経過年数	
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(保育所の賃金改善要件分に係る経過措置)

第三条 保育所の処遇改善等加算に係る賃金改善要件分については、第一条第十八号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均経過年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均経過年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均経過年数	当該年度の職員一人当たりの平均経過年数	割合
一年未満	一年未満	四%
一年以上二年未満	一年以上二年未満	五%
一年以上五年未満	一年以上五年未満	四%
一年以上二年未満	一年以上二年未満	五%
一年以上五年未満	一年以上五年未満	四%
一年以上六年未満	一年以上六年未満	五%
一年以上八年未満	一年以上八年未満	五%

六年度の職員一人当たりの平均勤続年数	たりの平均勤続年数	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(保育所の賃金改善要件分に係る経過措置)

第三条 保育所の処遇改善等加算に係る賃金改善要件分については、第一条第十八号の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる当該施設等における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じた同表中欄に掲げる当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を用いることができる。

当該施設における平成二十六年年度の職員一人当たりの平均勤続年数	当該年度の職員一人当たりの平均勤続年数	割合
一年未満	一年未満	三%
一年以上二年未満	一年以上二年未満	四%
一年以上五年未満	一年以上五年未満	四%
一年以上二年未満	一年以上二年未満	四%
一年以上五年未満	一年以上五年未満	三%
一年以上六年未満	一年以上六年未満	四%
一年以上八年未満	一年以上八年未満	四%

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、その関係書類を内閣府子ども・子育て本部に備え置いて縦覧に供するとともに、内閣府のホームページにより公表する。）